

今月の税務トピックス (人材確保等促進税制の抜本的見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和4年度税制改正では、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業の稼ぐ力を高め、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（いわゆる人材確保等促進税制）の要件が見直されました。

本稿では、その改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正の内容

1 適用要件の見直し

青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（以下「継続雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%（次に掲げる①賃上げ上乗要件、②人的投資上乗要件を満たす場合には、それぞれに掲げる特別税額控除割合を加算した割合）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができます。

ただし、特別控除税額は、当期の法人税額の20%が上限とされます（措法42の12の5①）。

① 賃上げ上乗要件

継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合には、特別税額控除割合に10%が加算されます。

② 人的投資上乗要件

教育訓練費の額の比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合（以下「教育訓練費増加割合」といいます。）が20%以上である場合には、特別税額控除割合に5%が加算されます。

2 手続規定の簡素化

人的投資上乗要件の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされます（措令27の12の5

⑪）。

3 マルチステークホルダーへの配慮

事業年度終了の時において、その法人の資本金の額等が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項をインターネットを利用する方法により公表していることを経済産業大臣に届出があった旨を証する書類の写しの添付がある場合に限り、適用があるものとされます（措法42の12の5①かっこ書き、措令27の12の5①②）。

II 適用関係

前述したIの改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります（令和4年改正法附則39）。

おわりに

令和4年度税制改正では、適用対象者が「新規雇用者（その法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない国内雇用者）」から「継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全期間の各月において給与等の支給がある国内雇用者）」とされました。

また、継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上である場合には、税額控除割合が15%とされ、賃上げ上乗要件を満たせば税額控除割合10%、更に人的投資上乗要件を満たせば税額控除割合5%の加算が可能とされ、最大税額控除割合が30%（改正前：20%）と大幅な引き上げが行われました。

なお、人材確保等促進税制を適用している企業の多くは、税額控除限度額の足切りによって特別税額控除額の枠を使い切っていない現況となっていますので、税額控除限度額の枠の引き上げ及び税額控除限度額の控除余裕額の1年間繰越し制度の導入が望まれます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。